

豊情個審答申第47号
平成28年（2016年）5月13日

豊中市長 浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

豊中市情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定処分
について（答申）

平成27年8月17日付け諮問第31号で諮問を受けた審査請求については、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市上下水道事業管理者が行った、遠隔ポールの撤去に関する文書の不存在による不開示決定は、妥当である。ただし、遠隔検針装置の適正管理のためには、同装置の撤去に係る文書を適切に作成し、保存すべきである。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人〇〇〇〇は、平成 27 年 6 月 23 日、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき豊中市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書の名称又は内容を「 \varnothing 50 量水器以上において現在迄の遠隔ポールの撤去についての資料一切（永年）」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年 7 月 7 日、本件開示請求に対し、「遠隔ポールを撤去した実績がないため資料が存在しない。（平成 22 年度の支払証憑綴りの内、遠隔メーターシステム撤去（上野西）分を除く。）」との理由を付して行政文書不存在による不開示決定（以下「本件処分」という。）をし、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年 7 月 27 日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、豊中市長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 審査会への諮問

豊中市長は、同年 8 月 10 日、条例第 18 条の規定に基づいて豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、遠隔ポールの撤去に関する行政文書を開示することを求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、審査請求書、反論書の記載内容及び口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。なお、審査請求人は再反論書を提出していない。

- 1 \varnothing 50 以上の量水器及びこれに附属する遠隔ポールは、撤去された実績があり、これらは上下水道局のものであるから、撤去に係る文書が存在しなければならない。
- 2 遠隔ポールは上下水道局が設置したものであり、その撤去は上下水道局が行うべきである。これを指定給水装置工事事業者に行わせるのであれば、上下水道局がその費用を負担すべきである。上下水道局はこのことを周知せず、指定給水装置工事事業者からの請求がないのをよいことに、費用の支払いを免れている。なお、審査請求人が

行った遠隔ポールの撤去については、上下水道局に費用を請求し、支払いを受けた実績がある。

- 3 遠隔ポールの撤去に関する文書が存在すれば、撤去費用の取扱いについて問題となるため、文書がなかったことにしようとしている。
- 4 これまでにも上下水道事業管理者に対して行政文書の開示請求を行い、不存在とされたにもかかわらず、その後で文書が存在することが分かった事例がある。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書の記載内容及び口頭説明の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 遠隔ポールを含む遠隔検針装置は、直径 50 mm以上の水道メーター（量水器）について、これを保護するメーターボックスの鉄蓋の重量が過大なことから、検針員の労働負担の軽減及び事故防止などのために上下水道局が設置したものである。遠隔検針装置の設置及び管理に関する費用は、営業上必要なものとして、上下水道局が負担している。なお、設置にあたっては、当該敷地の所有者等に承諾を得ており、承諾書を保管している。
- 2 直径 50 mm以上の水道メーターは受水槽式の集合住宅などで用いられているが、近年は、各戸検針の要望及び直結給水範囲の拡大によって、受水槽を撤去し、直結するとともに各戸に小口径の水道メーターを取り付ける工事が行われることがある。この場合には、受水槽に設置していた直径 50 mm以上の水道メーターとともに遠隔ポールも不要となるが、上下水道局としては遠隔ポールを積極的に撤去・回収を行う必要性がないため、上下水道局による撤去等は行っておらず、撤去等に関する文書も作成していない。
- 3 水道メーターは給水装置の一部であり、その撤去等については給水装置工事申込書が提出される。遠隔検針装置は給水装置には含まれないため、給水装置工事申込書には記載されないが、各水道メーターの状況は確認できており、検針等の業務に支障はない。
- 4 遠隔ポールが不要となった後については、当該敷地の所有者等がこれを撤去するとしても、上下水道局に許認可等を得る必要はない。このため、遠隔ポールの撤去に関する文書が提出されることはなく、撤去の有無を把握していない。
- 5 給水装置の撤去費用に関しては、豊中市給水条例第 17 条において「工事（給水装置の新設、増設、改造及び撤去工事）の費用は、工事申込者の負担とする。（以下略）」と規定されており、受水槽を撤去し、直結とする工事などにおいては水道メーターを含む給水装置の撤去費用は工事申込者が負担する。
- 6 遠隔検針装置の撤去費用については、敷地の所有者等から請求があれば支払うが、これまでに請求があった 1 件を除き、他に請求を受けた実績がない。一般に遠隔検針

装置の撤去は他の工事と併せて施工されるため、遠隔検針装置の撤去費用のみが算出されることはない。

- 7 過去に請求があった1件の遠隔検針装置の撤去費用の支払いに関する文書は、本件開示請求と同時に行われた別件の開示請求に基づき、個人情報を除き、既に部分開示をしている。
- 8 以上のことから、既に開示をしたもののほか、遠隔検針装置の撤去に関する行政文書は存在せず、文書不存在による不開示決定に誤りはない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例において開示請求の対象となる行政文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、実施機関が保有していないものについては、開示することはできない。ただし、情報公開制度の適正な運用のためには、行政文書が適切に作成及び保存されなければならないことはいうまでもない。

2 本件審査請求について

審査請求人は、遠隔ポールの撤去費用の取扱いについて明らかにするよう求め、本件開示請求を行ったものである。これに対して実施機関は、給水装置の変更等により遠隔ポールが不要となった場合でも、実施機関としては積極的にこれを撤去・回収する必要がないため、撤去の有無について把握しておらず、撤去に係る行政文書も保有していない旨を主張している。このような場合、当該文書が存在するのに実施機関が敢えてこれが存在しないとしていることを疑わせる特段の事情のない限り、当該文書については、実施機関は保有していないものと判断するのが相当である。

実施機関における遠隔検針装置の管理方法の是非はともかく、実施機関の説明からは遠隔ポールの撤去に係る文書が存在すると疑わせる特段の事情があるとはいえず、文書が存在しない以上は、本件処分が違法であるとはいえない。

3 意見

当審査会は、条例に基づく不開示等決定に対する不服申立てについて、実施機関からの諮問を受けてその是非を審査する機関であって、実施機関が行う事務処理について審査する機関ではない。しかしながら、条例は、市の諸活動についての説明責任を果たし、市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民から信頼される開かれた行政を推進することを目的としており、この観点から本件審査請求の契機となった文書事務について意見を述べる。

本件審査請求は、遠隔ポールの撤去に係る費用を上下水道局が負担すべきとの審査請求人の主張に基づいて行われている。当該主張そのものは、本件不開示決定に係る当審査会の判断に影響を及ぼすものではないが、実施機関がその業務で使用する遠隔検針装置の撤去についての文書がないことは、実施機関が行う事務の透明性を高めるとの条例の趣旨に照らして問題があると言わざるを得ない。遠隔検針装置の設置、管理及び撤去に関しては様々な法的問題が予想されるため、実施機関は遠隔検針装置については撤去を含めて適切に管理するとともに、これを文書に記録し、必要な期間は当該文書を保存すべきであることを強く意見するものである。

4 結論

以上のことから、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成28年（2016年）5月13日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

会長代理 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 塩 野 隆 史